

定 款

(2023 年 3 月 2 日改正)

双葉電子工業株式会社

双葉電子工業株式会社 定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、双葉電子工業株式会社と称する。

② 英文では、FUTABA CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 表示デバイスおよびその応用製品ならびにこれら関連機器の設計、開発、製造および販売
2. 金型、金型用部品およびその応用製品ならびにこれら関連機器の設計、開発、製造および販売
3. 通信機器およびその応用製品ならびにこれら関連機器の設計、開発、製造および販売
4. 電子部品ならびにその応用部品用材料の開発、製造および販売
5. 計測機器およびその応用製品ならびにこれら関連機器の設計、開発、製造および販売
6. 機械装置、設備およびその応用製品ならびにこれら関連機器の設計、開発、製造および販売
7. 鋼材ならびに鋳鉄製品の製造および販売
8. 合成樹脂の製品ならびに材料の設計、開発、製造および販売
9. コンピュータに関するソフトウェアの開発および販売
10. 土地、建物および設備の賃貸管理
11. 労働者派遣事業
12. 前各号に付帯する一切の業務
13. 前各号に関する事業を営む会社の株式を保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を千葉県茂原市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、196,099,900株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
3. 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
4. 次条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当社の株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求(以下「買増請求」という。)することができる。

- ② 買増請求をすることができる時期、請求の方法等については、取締役会で定める株式取扱規程による。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- ② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって

選定し、公告する。

- ③ 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、单元未滿株式の買取り・買増し、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が招集する。

- ② 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- ② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- ② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の出席株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- ② 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

- ② 株主総会の議事録は当社の本店に10年間備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第20条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は15名以内とし、監査等委員である取締役は4名以内とする。

(取締役の選任)

第21条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

- ② 取締役の選任決議は累積投票によらない。
③ 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
④ 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(取締役の任期)

第22条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
③ 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(役付取締役)

第23条 取締役会はその決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除

く。)の中から、社長1名を選定し必要に応じて名誉会長1名、会長1名、副会長、副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。

(代表取締役)

第24条 取締役社長は、当会社を代表する。

② 前項に定めるもののほか、取締役会の決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から、当会社を代表する取締役を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任限定契約)

第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(取締役会規定)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(重要な業務執行の委任)

第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第29条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

② 取締役会の招集通知は、各取締役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第30条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席しその過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第31条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第32条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行い、取締役会の日から10年間、当会社の本店に備え置く。

第 5 章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会はその決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規定)

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

(監査等委員会の招集)

第35条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- ② 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第36条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(監査等委員会議事録)

第37条 監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行い、監査等委員会の日から10年間、当会社の本店に備え置く。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- ② 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第42条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第44条 期末配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3カ年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。

- ② 未払の期末配当金および中間配当金は利息をつけない。

附 則

(監査役との責任限定契約に関する経過措置)

平成29年6月開催の第74期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の損害賠償責任に関する監査役(監査役であったものを含む。)と締結済の同法第427条第1項の規定による責任限定契約については、なお同定時株主総会決議による変更前の定款第37条の定めるところによる。